

議案第14号

和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3（略） <u>（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</u> 4 <u>令和8年10月1日から令和9年9月30日までの間、多機能端末機（和光市印鑑条例（昭和51年条例第23号）に規定する多機能端末機をいう。）を利用する場合における証明書等の交付に係る手数料の金額は、1件につき200円とする。</u>	附 則 1～3（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

多機能端末機を利用した証明書等の交付促進により、市民の利便性向上を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。